

監査基準報告書200「財務諸表監査における総括的な目的」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書200 財務諸表監査における総括的な目的 2011年 12月 22日 改正 2013年 6 月 17日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 6 月 12日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 6 月 8 日 改正 2022年 6 月 16日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 改正 2024 年 9 月 26 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第4号) 《I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《2. 財務諸表監査》 (省 略) 9-2. 監査基準報告書に規定されている要求事項の一部には、公に取引されている事業体の財務諸表監査にのみ適用されるものがある。当該事業体の財務的健全性が利害関係者に及ぼす潜在的な影響による、財務状況の高い社会的影響度を反映したものである (A12-2項からA12-3項参照)。 9-3. 公に取引されている事業体の監査業務については、当該事業体の財務状況における社会的影響度が高いことから、利害関係者は、より一層高い期待を有している。監査基準報告書に規定されている公に取引されている事業体の財務諸表監査に適用される要求事項の目的は、これらの期待に応えることであり、それにより、当該事業体の財務状況の評価に際し使用される当該事業体の財務諸表について、利害関係者からの信頼を高めることになる (A12-2項からA12-6項参照)。	監査基準報告書200 財務諸表監査における総括的な目的 2011年 12月 22日 改正 2013年 6 月 17日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 6 月 12日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 6 月 8 日 改正 2022年 6 月 16日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 最終改正 2024 年 9 月 26 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第4号) 《I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《2. 財務諸表監査》 (省 略) (新 設) (新 設)

改正案	現 行
(省 略)	(省 略)
《 4. 定義》	《 4. 定義》
12. 本報告書における用語の定義は、以下のとおりとする。	12. 本報告書における用語の定義は、以下のとおりとする。
(省 略)	(省 略)
(9) 「財務諸表」－財務報告の枠組みに準拠して、過去財務情報を体系的に表したものであり、注記事項が含まれる。財務諸表は、一定時点における企業の経済的資源若しくは義務又は一定期間におけるそれらの変動を伝えることを目的としている。「財務諸表」は、通常、適用される財務報告の枠組みにおいて要求される完全な一組の財務諸表を指す。注記事項は、適用される財務報告の枠組みにより求められている、又は明示的か否かにかかわらず記載が認められている説明的若しくは記述的な情報から構成される。注記事項は、財務諸表本表において、又は脚注方式で記載されるが、財務諸表から他の文書に参照をすることによって財務諸表に組み込まれることもある（ <u>A12-7項</u> 及び <u>A12-8項</u> 参照）。	(9) 「財務諸表」－財務報告の枠組みに準拠して、過去財務情報を体系的に表したものであり、注記事項が含まれる。財務諸表は、一定時点における企業の経済的資源若しくは義務又は一定期間におけるそれらの変動を伝えることを目的としている。「財務諸表」は、通常、適用される財務報告の枠組みにおいて要求される完全な一組の財務諸表を指す。注記事項は、適用される財務報告の枠組みにより求められている、又は明示的か否かにかかわらず記載が認められている説明的若しくは記述的な情報から構成される。注記事項は、財務諸表本表において、又は脚注方式で記載されるが、財務諸表から他の文書に参照をすることによって財務諸表に組み込まれることもある（ <u>A12-2項</u> 及び <u>A12-3項</u> 参照）。
(10) 「重要な虚偽表示リスク」－監査が実施されていない状態で、財務諸表に重要な虚偽表示が存在するリスクをいい、誤謬による重要な虚偽表示リスクと不正による重要な虚偽表示リスクがある。 アサーション・レベルにおいて、重要な虚偽表示リスクは以下の二つの要素で構成される（ <u>A12-9項</u> 参照）。 ① 固有リスク－関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、取引種類、勘定残高及び注記事項に係るアサーションに、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要となる虚偽表示が行われる可能性をいう。 ② 統制リスク－取引種類、勘定残高及び注記事項に係るアサーションで発生し、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要となる虚偽表示が、企業の内部統制によって防止又は適時に発見・是正されないリスクをいう。	(10) 「重要な虚偽表示リスク」－監査が実施されていない状態で、財務諸表に重要な虚偽表示が存在するリスクをいい、誤謬による重要な虚偽表示リスクと不正による重要な虚偽表示リスクがある。 アサーション・レベルにおいて、重要な虚偽表示リスクは以下の二つの要素で構成される（ <u>A12-4項</u> 参照）。 ① 固有リスク－関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、取引種類、勘定残高及び注記事項に係るアサーションに、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要となる虚偽表示が行われる可能性をいう。 ② 統制リスク－取引種類、勘定残高及び注記事項に係るアサーションで発生し、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要となる虚偽表示が、企業の内部統制によって防止又は適時に発見・是正されないリスクをいう。
(省 略)	(省 略)
<u>(12)-2 「公に取引されている事業体」－以下の事業体をいう（倫理規則 R400. 22項(1)参照）。</u> ① <u>公認会計士法上の大会社等に該当する、金融商品取引所に上場している金融商品を発行する事業体</u> ② <u>公認会計士法上の大会社等に該当する、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値発表制度に基づき債券の価額が公表され、店頭で取引される債券を発行している事業体（金融商品取引法第193条の2第1項に基づく財務諸表監査の対象となる事業体であり、かつ最終事業年度に係る資本金が100億円以上又は負債の部の合計額が1,000億円以上である事業体に限る。）</u>	
(省 略)	(省 略)
《Ⅱ 要求事項》	《Ⅱ 要求事項》
(省 略)	(省 略)

改正案	現 行
(2) 虚偽表示が発生した場合に重要性がある（すなわち、影響の度合い）。 (省 略) 《 6. 一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠する監査の実施》 (省 略) 《(2) 監査基準報告書の内容》（第 18 項参照） (省 略) 《適用の柔軟性に関する考慮事項》 (省 略) A62-2. 監査基準報告書に含まれる小規模企業に特有の考慮事項は、主に<u>公に取引されている事業体以外</u>の事業体を想定して記載されているが、その一部は、小規模の<u>公に取引されている事業体</u>の監査に参考になることがある。 (省 略) 《IV 適用》 (省 略) ・ <u>本報告書（ 年 月 日）は、2027年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。</u> (省 略) 以 上	(2) 虚偽表示が発生した場合に重要性がある（すなわち、影響の度合い）。 (省 略) 《 6. 一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠する監査の実施》 (省 略) 《(2) 監査基準報告書の内容》（第 18 項参照） (省 略) 《適用の柔軟性に関する考慮事項》 (省 略) A62-2. 監査基準報告書に含まれる小規模企業に特有の考慮事項は、主に<u>非上場企業</u>を想定して記載されているが、その一部は、小規模の<u>上場企業</u>の監査に参考になることがある。 (省 略) 《IV 適用》 (省 略) (新 設) (省 略) 以 上 以 上